

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

練馬区長

## 公表日

令和2年6月25日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による事務
事務の概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務。 1 入院の勧告に関する事務 2 入院の措置に関する事務 3 費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4 療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
システムの名称	保健情報システム 住民情報システム NESID感染症サーベランスシステム 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
結核登録者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条の別表第1項70 主務省令で定める事務を定める命令第52条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 (別表第2における情報照会の根拠)項番97 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第49条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康部 保健予防課
所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部 保健予防課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4671

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月10日	システムの名称	名称の追加	住民税システム	事後	
	評価書名	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による事務 基礎項目評価書	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による事務 基礎項目評価書	事前	
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	練馬区は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による事務において(後略)	練馬区は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による事務において(後略)	事前	
	事務の名称	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による事務	事前	
平成29年5月2日	関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	保健情報システム 住民税システム 国民健康保険システム NESID感染症サーベランスシステム	保健情報システム 住民税システム 国民健康保険システム NESID感染症サーベランスシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年7月1日	関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	保健情報システム 住民税システム 国民健康保険システム NESID感染症サーベランスシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	保健情報システム 住民情報システム NESID感染症サーベランスシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年7月1日	関連情報 5.評価実施機関における担当部署 所属長	中坪 直樹	保健予防課長 滝川 陽一	事後	
平成30年10月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつの時点の計数か)	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年10月1日	しきい値判断項目 2.取扱人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつの時点の計数か)	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	関連情報 5.評価実施期間における担当部署 所属長の役職名	保健予防課長 滝川 陽一	保健予防課長	事後	
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月25日	しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	